

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021年2月1日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17ページ中の1ページ目

## 1.0 方針要綱

Kaiser Foundation Health Plans (KFHP) と Kaiser Foundation Hospitals (KFH) は、社会的弱者が医療ケアを気軽に利用できるプログラムの提供に取り組んでいます。この取り組みでは、保険未加入であるか十分な保険に加入していない低所得の患者（要件を満たしている場合）を対象に、医療サービスに対する支払い能力が障壁となって救急治療や医療上必要な治療を受けることができない場合、医療費の資金援助などを行います。

## 2.0 目的

同方針は、救急治療や医療上必要な治療を受ける際に Medical Financial Assistance (MFA) プログラムを通して資金援助を受ける資格要件を説明しています。資格要件は、米国内国歳入法第 501 条 (r) 項、および各対象サービス、アクセスの方法、プログラム利用資格基準、MFA の医療資金援助の仕組み、援助される資金の算出基準、医療費未払いとなった際に許容される措置について記している関連法に順守しています。

## 3.0 適用範囲

同方針は以下の機関やその系列団体の雇用者に適用されるものとします（総称して「KFHP/H」という）：

- 3.1**    Kaiser Foundation Health Plan, Inc.
- 3.2**    Kaiser Foundation Hospitals ; また
- 3.3**    KFHP/H 系列団体。
- 3.4**    同方針は、別紙追加項目の第 I 条 *Kaiser Foundation Hospitals* に記載されている各 *Kaiser Foundation Hospitals* とその関連クリニックに適用されます。尚、この追加項目は本書に組み込まれています。

## 4.0 定義

別紙 A – 用語集をご参照ください。

## 5.0 規定

KFHP/H は、患者の年齢、障害の有無、性別、人種、宗教、移民としての在留資格、性的指向、国籍あるいは医療保険の有無にかかわらず、緊急治療や医療上必要な治療を受けることができない有資格の患者に対して、彼らの障壁となっている医療費の緩和を目的とし、資産調査に基づくサービスを提供する MFA プログラムを維持します。

- 5.1**    **MFA** の方針に基づいて受けられるサービスと受けられないサービス。別紙追加項目で断りのない限り第 II 条 **MFA** の方針に基づいて追加で受けられるサービスと受けられないサービスで定めるものとします。

- 5.1.1**    受けられるサービス。 **MFA** は、Kaiser Permanente (KP) 関連施設（病院、その関連クリニック、メディカルセンター、メディカルオフィスビ

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 2 ページ目

ルなど)、KFHP/H の外来薬局、あるいは KP のプロバイダーによって提供された緊急治療や医療上必要な治療、医薬サービスや医薬品、医療品に対して適用される可能性があります。MFA は以下のサービスや製品に適用されることもあります:

- 5.1.1.1 医療上必要なサービス。** 疾患の予防、評価、診断、手当てのため必要とされ、かつ、主として患者や医療機関にとって便利であるという理由ではなく、KP のプロバイダーによって発注または提供された治療、手当て、サービス。
- 5.1.1.2 処方薬や医薬品。** KFHP/H の外来薬局によって処方された処方薬と KP のプロバイダー、非 KP の救急治療機関、非 KP の緊急治療機関によって処方された処方薬。
- 5.1.1.2.1 後発医薬品。** 必要に応じて優先的に使用した後発医薬品。
- 5.1.1.2.2 新薬。** KP のプロバイダーが新薬を処方する際に「処方通りに調剤 (Dispense as Written, DAW)」や同様の後発医薬品がないと記した場合に処方される新薬。
- 5.1.1.2.3 市販薬または医薬品。** KP のプロバイダーによって処方され、KP の外来薬局で調剤された処方薬または発注。
- 5.1.1.2.4 Medicare 受給者。** Medicare 受給者を対象として、医薬品に関する免除を記した Medicare のパート D で定められた処方薬に適用。
- 5.1.1.3 長期使用が可能な医療機器 (Durable Medical Equipment, DME)。** DME ガイドラインに従って KP のプロバイダーが発注し、医療上必要な基準を満たしている患者を対象に KFHP/H が提供した機器。
- 5.1.1.4 保健教育クラス。** 患者ケアプランの一環として、KP のプロバイダーによって推奨され、KP によって計画および提供される利用可能なクラスに関連する料金。
- 5.1.1.5 例外的に行われる利用可能なサービス。** 例外となる特定の状況では、MFA は以下にあるように(1) 非 KP 施設で提供されるサービスと (2) KP のプロバイダーによって処方または発注され、契約/供給業者によって提供された DME に適用される可能性があります。例外の適用を受けるには、患者が以下の第 5.6.2 条に記述された高い医療費基準の要件を満たす必要があります。
- 5.1.1.5.1 高度看護サービスと中間看護サービス。** 入院患者が円滑に退院できるよう、KP の請負機関によって患者に提供される、規定の医療ニーズ。

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 3 ページ目

**5.1.1.5.2** 長期使用が可能な医療機器 (**DME**)。DME ガイドラインに従って KP のプロバイダーが発注し、KFHP/H の DME 部門を通じて請負業者が提供した DME。

**5.1.1.6** 追加で受けられる利用可能なサービス。MFA の方針のもと、別紙追加項目の第 II 条 MFA の方針に基づいて追加で受けられるサービスと受けられないサービスで定められた、追加で受けられるサービス。

**5.1.2** 追加で受けることができないサービス。MFA は以下の内容には適用されない可能性があります。

**5.1.2.1** KP のプロバイダーによって定められた救急あるいは医療上必要とみなされないサービス。これには以下が含まれますが、これらに限定されません :

**5.1.2.1.1** 主に審美目的での皮膚科関連サービスを含む美容外科またはサービス、

**5.1.2.1.2** 不妊治療、

**5.1.2.1.3** 医療消耗品、

**5.1.2.1.4** 鍼治療、カイロプラクティック治療、マッサージ治療を含む代替医療、

**5.1.2.1.5** 性機能障害の治療のための注射または器具、

**5.1.2.1.6** 代理出産サービス、また

**5.1.2.1.7** 第三者賠償責任、個人保険補償、または労災補償の問題に関連するサービス。

**5.1.2.1.8** 非 KP 医療保険を持つ患者へのサービス。突発または緊急ではないサービスと、患者の非 KP 医療保険が適用され KP ではないプロバイダーや薬局といった特定のネットワークを使う必要がある外来薬局医薬品。

**5.1.2.2** 処方薬や医薬品。救急あるいは医療上必要であるとみなされない処方薬および医薬品には、以下が含まれますが、これらに限定されません : (1) 薬学および治療薬委員会の承認を受けていない医薬品、(2) KP のプロバイダーによって処方または発注されていない市販薬および医薬品、(3) 特別除外対象薬品 (不妊、美容、性機能障害など)。

**5.1.2.3** 低所得者助成金プログラムの資格を有する、または加入していて、**Medicare** パート D に加入している患者対象の処方薬。Medicare & Medicaid サービスセンター (Medicare & Medicaid Services, CMS) のガイドラインに従って、LIS プログラムの資格を有する、または加入していて、Medicare Advantage パート D に加入している患者を対象とした処方薬の患者負担分。

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 4 ページ目

**5.1.2.4 KP の施設以外で提供されたサービス。** MFA の方針は KP の施設または KP のプロバイダーによって提供されたサービスにのみ適用されるものとします。KP のプロバイダーによる紹介であっても、その全サービスは MFA 対象外です。上記の第 5.1.1.5 条に例外として特定されていない限り、非 KP の医療施設、緊急治療施設、救急治療施設をはじめ、非 KP の在宅介護、ホスピス、療養上の世話、療護サービスなどで提供されたサービス。

**5.1.2.5 長期使用が可能な医療機器 (DME)。** KP のプロバイダーから発注されているいないに関わらず、請負業者に提供された DME は、上記第 5.1.1.5 条に例外として特定されていない限り、除外されます。

**5.1.2.6 医療保険料。** MFA プログラムは医療保険料に関連する費用の支払いには役立ちません。

**5.1.2.7 利用できない追加サービス。** MFA の方針のもと、別紙追加項目の第 II 条 MFA の方針に基づいて追加で受けられるサービスと受けられないサービスで定められた、追加で受けられないサービス。

**5.2 プロバイダー。** MFA は、別紙追加項目の第 III 条 MFA の方針の対象となるプロバイダーと対象にならないプロバイダーで定められているように、MFA 方針が適用されている医療ケアプロバイダーによって提供される要件を満たした対象サービスのみに適用されます。

**5.3 プログラムの情報源と MFA への申請方法。** MFA プログラムに関する追加情報や申請方法は別紙追加項目の第 IV 条 MFA プログラム情報と申請にまとめられています。

**5.3.1 プログラム情報源。** MFA 方針の写し、申請用紙、説明書、分かりやすくまとめられた概要（方針の概要、パンフレットなど）は、KFHP/H のホームページ、電子メール、直接受け取り、郵送によって無料でどなたでも入手可能です。

**5.3.2 MFA の申請。** MFA プログラムに申請するには、上記にある受けられるサービスとして KP のプロバイダーが発注した、KP のサービス、KP との予約、または薬局処方薬の未払い額請求書によって、患者が当座の支援が必要であることを明示する必要があります。MFA プログラムに申請するには、オンライン、直接出向く、電話、申請用紙を提出するといったいくつかの方法があります。

**5.3.2.1 患者の公的および民間プログラムの利用資格審査。** KPHP/H は、すべての個人が、ヘルスケア サービスへアクセスでき、健康を確保し、資産を保護できるよう、医療保険の定着を振興しています。KFHP/H では、MFA プログラムへの申請に際して患者の金銭面の相談に応じており、医療利用ニーズに役立つ可能性のある公的および民間医療保険プログラムを特定します。公的あるいは民間の医療保険プログラムの利用資格があると推

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 5 ページ目

定される患者は、これらの保険プログラムへの加入が必要となる場合があります。

**5.4 MFA 申請に際して必要な情報。** 患者が MFA プログラムや公的および民間の医療保険プログラムの利用資格があるかどうか決定するにあたり、患者の財政状況を確認する必要があり、そのためには患者の完結した個人情報、経済的情報、その他の情報が必要になります。情報が不完全であると MFA の申請が認められない場合もあります。情報は書面、面談、電話でご提供いただけます。

**5.4.1 財政状況の確認。** 患者の財政状況は、患者が支援の受給を申請する度に確認されます。外部のデータソースを使って患者の財政状況が確認できたら、患者は所得明細などを提出する必要がない場合もあります。

**5.4.2 経済的情報やその他の情報の提供。** 外部のデータソースで患者の財政状況が確認できない場合、財政状況確認のため、患者は MFA プログラムの申請書類に記載されている情報の提出を求められることがあります。

**5.4.2.1 完結した情報。** MFA プログラムの利用資格は、提出すべき個人情報、経済的情報、その他の情報が全て揃ってから決定されます。

**5.4.2.2 不完全な情報。** 提出すべき情報が不完全である場合、患者は届いた情報が不完全であることを直接担当者から告げられるか、郵送あるいは電話で通知されます。患者は、情報が不完全であると通知する書類が送られた日、担当者から告げられた日、あるいは電話で通知された日から 30 日以内に不足している情報を提出することができます。

**5.4.2.3 提出を求められた情報を入手できない。** プログラムの申請要項に記述のある提出すべき情報がない患者は KFHP/H に問い合わせ、利用資格があることを証明でき得るその他の証拠について相談します。

**5.4.2.4 経済的情報が入手できない場合。** 患者は基本的な経済的情報（収入と、あれば財源）を提出する必要があり、（1）患者の財政状況が外部のデータソースを使用しても確認できない場合、（2）提出すべき経済的情報が入手できない場合、（3）プログラムの利用資格を証明するその他の情報がない場合において、その適格性を証明する必要があります。経済的な基本情報や適格性の証明は、患者が以下の場合に必要となります：

**5.4.2.4.1** 患者がホームレスである場合、

**5.4.2.4.2** 患者に収入がない、雇用主から正式な給与明細書を受け取っていない（但し、自営業者は除く）、謝礼金を受け取っている、あるいは前年に連邦または州の所得税確定申告の必要がなかった場合、または

**5.4.2.4.3** 国の、または地域の広く知られた災害の影響を受けている場合（第 5.11 条を参照）。

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 6 ページ目

**5.4.3 患者の協力。** 患者は必要な全情報を提出できるよう相応の努力をする必要があります。必要な全情報が提出できない場合、その状況について、プログラム利用資格の決定時に評価検討されます。

**5.5 推定の利用資格決定。** MFA プログラムに申請していない患者は、患者から提供された情報以外のものに基づいてプログラムの利用資格があると確定されることがあります。資格があると確定された場合、患者は財政状況を証明するために、個人情報、経済的情報、その他の情報を提出する必要はなく、自動的に MFA の医療資金援助が与えられます。患者は、以下にあるように、事前承認を受けたり、貸し倒れ照会が確認されたりした場合、利用資格があると見なされます：

**5.5.1 事前承認。** 財政状況審査手続きで公的および民間の援助プログラムの利用資格があると決定された患者は、MFA プログラムの利用資格があると見なされます。患者が次に当てはまる場合、事前承認を受けたと考慮されます：

**5.5.1.1** (1) 連邦政府、州政府あるいは地方政府、(2) 地域ベースの提携機関、または (3) 地域の医療関連行事の後援を通じて紹介または事前承認を受けた患者で、コミュニティ MFA (Community MFA, CMFA) プログラムを利用している場合、または

**5.5.1.2** 低所得者対象の医療サービス支援のために設定された KP Community Benefit プログラムを利用しておらず、KFHP/H の担当者によって事前承認を得ている場合、または

**5.5.1.3** 信頼できる資産調査に基づいた医療保険プログラム (Medicare Low Income Subsidy Program など) に加入している場合、または

**5.5.1.4** 過去 30 日以内に MFA の医療資金援助を事前承認された場合

**5.5.2 貸し倒れ照会の確認。** その他すべての利用資格と財源が使い果たされた後で、KP の施設でケアを受けた患者が、まだ財政難の証（期限切れの支払い残高が残るなど）を示している場合、外部のデータソースを使ってプログラムの利用資格審査を受けることができます。利用資格がある場合、患者は未払いの残高分のみについて MFA 支援を受けることができます。利用資格のあるサービスに関わる未払い残高については、回収部門に回されたり、その先の取り立てにあったり、KP の貸し倒れ費用に含まれたりすることはありません。）。

**5.6 プログラム利用資格の基準。** 別紙追加項目の第 V 条 利用資格基準にまとめられている通り、MFA に申請している患者は、患者の資産や高額な医療費負担を考慮した基準に基づいて、資金援助を受けることができる資格がある可能性があります。

**5.6.1 資産調査に基づく基準。** 患者は、資産調査に基づく利用資格基準を満たすかどうか決定するため、評価されます。

**5.6.1.1 所得レベルに基づいた利用資格。** 連邦貧困ガイドライン (Federal Poverty Guidelines, FPG) のパーセンテージが資金援

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 7 ページ目

助の対象となっているように、世帯収入が KFHP/H の資産審査基準以下か同等である患者。

**5.6.1.2 世帯収入。** 収入要件は世帯の全員に適用されます。世帯とは、個人、または出生、結婚、あるいは養子縁組によって居住を共にする 2 人以上で形成された集団を指します。世帯メンバーとは、配偶者、資格のある内縁者、介護者親族、介護者親族の子供、そして世帯の個人、配偶者、内縁者または両親が経済的に責任を負い、その世帯に住む、その他の個人を含むとみなします。

**5.6.2 高額医療費の基準。** 患者は、高額医療費の受給資格基準を満たすかどうか決定するため、評価されます。

**5.6.2.1 高額医療費に基づく受給資格。** 12 ヶ月を越える期間において、対象サービスの医療・医薬品費用の自己負担額が、全世帯収入の 10% の基準以上か同等である収入レベルの世帯に属する患者。

**5.6.2.1.1 KFHP/H の自己負担費。** 診療前の一定自己負担額、前金、医療費の一定割合自己負担額、免責額など、対象サービスに関し、KP の施設でかかった医療費や薬代。

**5.6.2.1.2 非 KFHP/H の自己負担費。** 医療、医薬品、定期的な歯の治療など、非 KP の施設で提供された対象サービスに対して患者が負担した費用（割引き分や控除された分は除く）。患者は非 KP の施設で受けたサービスに対して支払った費用の明細を提出する必要があります。

**5.6.2.1.3 医療保険料。** 自己負担額には医療保険に関わる費用（保険料など）は含まれません。

## 5.7 不適格通知と不服申し立て

**5.7.1 不適格通知。** MFA プログラムに申請してはいるが対象基準を満たしていない患者には、書面か口頭で MFA プログラム利用申請が拒否されたことが通知されます。

**5.7.2 MFA 不適格通知に対する不服申し立ての方法。** 申請や提供した情報が適切に考慮されなかったと考える患者は、その決定に対して不服を申し立てることができます。不服申し立て手続きの手順は MFA 不適格通知書に記載されています。不服申し立ては KFHP/H の担当者が調査を行います。

**5.8 資金援助のしくみ。** MFA の資金援助は、貸し倒れ照会の前に確認された期限切れまたは未払いの残高と、保留中の請求金のみに適用されます。MFA の資金援助は、KP プロバイダーによって必要と決定されたあらゆるフォローアップサービスの利用資格期間にも適用されます。

**5.8.1 資金援助の基準。** MFA プログラムによって支払われた患者の負担費用額は、患者が医療保険や世帯収入があるかどうかによって決定されます。

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 8 ページ目

**5.8.1.1** 医療保険がなく（未加入）MFA 利用資格のある患者。利用資格がある保険未加入の患者は、すべての対象サービスの患者負担額に対して割引を受けます。

**5.8.1.2** 医療保険があり（加入）MFA 利用資格もある患者。利用資格があり保険も加入している患者は（1）自己負担した、および（2）医療保険が負担しなかったすべての対象サービスの患者負担額に対して割引を受けます。患者は、医療保険が負担しなかった額を確認するために、保険給付明細書（Explanation of Benefits, EOB）などを提出する必要があります。

**5.8.1.2.1** 保険会社から受け取った支払い。利用資格があり医療保険も加入している患者は、加入している保険会社から受け取った KFHP/H の提供サービスに対する支払いに関して、必要書類に署名をして KFHP/H に譲渡する必要があります。

**5.8.1.3** 割引一覧表。方針のもとに利用可能な割引の追加情報は、別紙追加項目、第 VI 条、割引一覧表にまとめてあります。

**5.8.1.4** 合意による払い戻し。KFHP/H は、第三者賠償責任、個人保険補償の決済、支払人、その他法的に責任を担う当事者からの払い戻しを規定通りに追求します。

**5.8.2** 資金援助の利用期間。フォローアップサービスの資金援助の期間は、承認された日、サービスを受けた日、あるいは医薬品が投与された日から始まります。利用できる期間は制限されていて、様々な方法で KP の判断により決定されます。期間は次の通りです：

**5.8.2.1** 一定期間。最長を 365 日間とし、利用できるフォローアップサービスと、貸し倒れ照会の前に確認された患者負担残高に適用されます。

**5.8.2.2** 高度看護と中間看護ケア。KP 外で提供されたサービスの場合は、最長 30 日間までとなります。

**5.8.2.3** 長期使用が可能な医療機器。最長 180 日間とし、業者が供給した医療機器に適用されます。

**5.8.2.4** 通院期間や同一疾患の治療期間。最長 180 日間とし、KP のプロバイダーが決定した特定の通院期間および/また同一疾患の治療期間に適用されます。

**5.8.2.5** 公的民間医療保険プログラムを利用できる可能性がある患者。最長 90 日間とし、患者が公的民間医療保険プログラムに申請する間支援するため適用されます。

**5.8.2.6** 医薬品に対する 1 回限りの資金援助。MFA プログラム申請前、患者が（1）MFA の医療資金援助を受けておらず、（2）KP のプロバイダーによって KFHP/H の薬局で処方箋が発行され、かつ、（3）処方箋に対する支払い能力がないと意思表示をした場合、医薬品に対する 1 回限りの資金援助を受けることができます。

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 9 ページ目

1回限りの資金援助は、30日間に制限され、KP のプロバイダーが医療上適切であると判断した医薬品が対象となります。

**5.8.2.7 資金援助期間延長の要請。**既存の援助の失効日から遡って最初の30日間と失効日以降いつでも、患者はプログラムの再申請をることができます。

**5.8.3 資金援助の撤回、取り消し、改正。**KFHP/H は、同グループの判断の下、特定の状況において、MFA の医療資金援助を撤回、取り消し、あるいは改正する可能性があります。その状況とは以下の通りです：

**5.8.3.1 詐欺、窃盗、財政状況の変化。**詐欺、虚偽の陳述、窃盗、患者の財政状況の変化、あるいは MFA プログラムの評価を損なうその他の状況。

**5.8.3.2 公的および民間医療保険プログラムに加入資格があること。**公的および民間医療保険プログラムの加入資格審査を受けた患者は、受給資格対象者と推定されますが、これらプログラムの申請手続きとは連携しません。

**5.8.3.3 その他の支払い財源の確認。**患者が MFA の医療資金援助を受け取った後に医療保険や他の支払い財源が確認されると、対象サービス費用に対する再請求を遡及的に行うこととなります。このような状況になった場合、患者には(1)患者自身に支払い責任がある分、(2)患者の医療保険や他の支払い財源によって支払われなかつた分は請求しません。

**5.8.3.4 医療保険内容の変更。**医療保険内容に変更があった場合は、MFA プログラムに再度申請する必要があります。

**5.9 請求の制限。**Kaiser Foundation Hospitals で提供された受給対象サービスに対する費用全額（総額）を、MFA 利用資格のある患者に請求することは禁じられています。Kaiser Foundation Hospitals で受給対象となる病院サービスを受けており、さらに MFA プログラム利用資格があるにもかかわらず、MFA の医療資金援助を受けていないか拒否された患者は、これらの対象サービスに対して通常請求額 (amounts generally billed, AGB) より多く請求されることはありません。

**5.9.1 通常請求額。**KP の施設で緊急治療や他の医療上必要な治療を受けた場合、そのような費用を負担してくれる医療保険を持っている患者に対する通常請求額 (AGB) は、別紙追加項目の第 VII 条 通常請求費 (AGB) の算出の基準に記述されています。

**5.10 徴収活動。**

**5.10.1 通告に関する相応の努力。**KFHP/H、あるいはその代理となる集金代行業者は、MFA プログラムに関して、支払期限を経過した、または未払いの残高を通告する相応の努力をします。通告に関する相応の努力とは以下のようない内容です：

**5.10.1.1 退院後 120 日以内に、MFA には集金担当者がいるという内容を書面 (1 通) で患者の口座名義人に通告します。**

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 10 ページ目

**5.10.1.2** KFHP/H、あるいはその代理の債券取立業者が、患者負担額の残高支払いに関する回収の準備を進めており、その業務実地は書面での通告から 30 日以上経ってから行うという特別集金業務 (extraordinary collection action, ECA) の一覧表を添付した書面通知を渡します。

**5.10.1.3** 始めて病院を利用した患者に、案内書とともに、分かりやすくまとめられた MFA の方針を提供します。

**5.10.1.4** 患者の口座名義人に MFA の方針や MFA の申請手続きを通した支援の受け方を口頭で通知するよう努力します。

**5.10.1.5** 支払期限を過ぎた、または未払いの患者負担額の残高が債券取立業者に送られる前に、申請に応じてプログラムの利用資格を決定します。

**5.10.2 特別集金業務の停止。** KFHP/H は、患者が以下のような場合、集金代行業者に当グループの代理で特別収金業務 (ECA) の業務遂行を委ねたり、業務遂行の許可を与えたりすることはありません。

**5.10.2.1** 現在、MFA の医療資金援助を受けている、または

**5.10.2.2** ECA が始まった後、MFA の申請を始めた。資格有無審査の最終判断があるまで ECA が一時的に停止している。

**5.10.3 許可されている特別集金業務。**

**5.10.3.1 相応の努力に関する最終判断。** どんな ECA を開始するにしても、その前に、各地域の収益サイクル患者用金融サービスリーダーが次の内容を確実にします :

**5.10.3.1.1** MFA プログラムを利用している患者に対し通告する相応の努力をした、そして

**5.10.3.1.2** 最初の請求書発行から MFA に申請するまで、少なくとも 240 日が患者に与えられた。

**5.10.3.2 消費者信用機関や信用調査所への報告。** KFHP/H、あるいはその集金代行業者は、支払不能の事実を消費者信用機関や信用調査所に報告する可能性があります。

**5.10.3.3 民事訴訟または支払催促。** 民事訴訟や支払催促を起こす前に、KFHP/H は外部のデータソースを使って患者の財政状況を確認し、患者が MFA プログラムの利用資格があるかどうかを決定します。

**5.10.3.3.1 MFA の利用資格がある場合。** MFA プログラムの利用資格がある患者に対して、追加調査は行いません。MFA 有資格者のアカウントはキャンセルされ、過去の実績ベースに戻ります。

**5.10.3.3.2 MFA の利用資格がない場合。** 極限られたケースにおいて、以下の業務が地域の最高財務責任者や

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021年2月1日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17ページ中の11ページ目

業務担当者からの事前承認の下、遂行される可能性があります。

**5.10.3.3.2.1** 賃金の債権差し押さえ

**5.10.3.3.2.2** 民事訴訟/支払催促。失業中で他の主要な所得がない個人に対しては、法的措置は行使されません。

**5.10.3.3.2.3** 抵当権行使。

**5.10.4 禁止されている特別集金業務。** KFHP/H は、どのような状況においても、以下のような業務を遂行したり、許可したり、また、集金代行業者に遂行することを許可したりしません。

**5.10.4.1** 救急治療や医療上必要な治療を施す前に、患者の口座名義人の未払い金支払い滞納を理由にした保留、拒否、あるいは支払要求。

**5.10.4.2** 第三者に、患者の口座名義人の負債を販売。

**5.10.4.3** 資産の担保権執行や口座の差し押さえ。

**5.10.4.4** 逮捕状の請求。

**5.10.4.5** 身柄差し押さえの令状請求

**5.11 災害への対応。** KFHP/H は、州または連邦政府によって災害認定された広く知られる事案に被災した地域と患者の支援を強化すべく、MFA プログラムの利用資格基準と申請プロセスを一時的に変更する可能性があります。

**5.11.1 可能性のある利用資格の変更。** MFA 利用資格基準への一時的変更は以下の事項を含みます :

**5.11.1.1** 資格制限の一時停止

**5.11.1.2** 収入調査の基準値を広げる

**5.11.1.3** 高額医療費基準値を下げる

**5.11.2 可能性のある申請プロセスへの変更。** MFA 申請プロセスへの一時的変更是以下の事項を含みます :

**5.11.2.1** 患者は基本的な経済的情報（収入と、あれば財源）を提出することができ、(1) 患者の財政状況が外部のデータソースを使用しても確認できない場合、(2) 災害により、財政に関して提出すべき情報が入手できない場合、(3) プログラムの利用資格を証明するその他の情報がない場合において、その適格性を証明できます。

**5.11.2.2** 世帯収入を決定する際、災害によって将来的に賃金/雇用を失うかもしれない影響を考慮。

**5.11.3 入手可能な公開情報。** MFA プログラムへの一時的変更に関する公開情報は、MFA プログラムのウェブページと被災エリアの KP 施設で入手できます。

## 6.0 参考文献/別表

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 12 ページ目

**6.1** 別紙 A – 用語集

**6.2** 法令、規定、およびリソース

- 6.2.1** Patient Protection and Affordable Care Act, Public Law 111-148 (124 Stat. 119 (2010)) (患者保護並びに医療費負担適正化法、公法 111-148 (124 法令 119 (2010 年) ) )
- 6.2.2** Federal Register and the Annual Federal Poverty Guidelines (連邦公報と年次連邦貧困ガイドライン)
- 6.2.3** Internal Revenue Service Publication, 2014 Instructions for Schedule H (Form 990) (国税庁公布、スケジュール H (フォーム 990) に関する 2014 年指示書)
- 6.2.4** Internal Revenue Service Notice 2010-39 (国税庁公示 2010-39)
- 6.2.5** Internal Revenue Service Code, 26 CFR Parts 1, 53, and 602, RIN 1545-BK57; RIN 1545-BL30; RIN 1545-BL58 - Additional Requirements for Charitable Hospitals (国税庁条例、26 CFR パート 1、53、602、RIN 1545-BK57 ; RIN 1545-BL30 ; RIN 1545-BL58 - 慈善病院の追加要件)
- 6.2.6** California Hospital Association - Hospital Financial Assistance Policies & Community Benefit Laws, 2015 Edition (カリフォルニア州病院協会 - 病院の資金援助方針&地域社会への利益に関する法律、2015 年版)
- 6.2.7** Catholic Health Association of the United States - A Guide for Planning & Reporting Community Benefit, 2012 Edition (米国カトリック保健協会 - 地域社会への利益に関する計画&報告のためのガイド、2012 年版)

**6.3** プロバイダーの一覧

- 6.3.1** 以下のプロバイダー一覧は KFHP/H のホームページでご覧いただけます :

- 6.3.1.1** Kaiser Permanente of Hawaii
- 6.3.1.2** Kaiser Permanente of Northwest
- 6.3.1.3** Kaiser Permanente of Northern California
- 6.3.1.4** Kaiser Permanente of Southern California
- 6.3.1.5** Kaiser Permanente of Washington

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 13 ページ目

**別紙 A**  
用語集

**コミュニティ MFA (Community MFA, CMFA)** は、事前に計画された慈善医療プログラムを指し、KP の施設において地域の機関と弱者対策機関が連携して、低所得で医療保険に未加入か十分な保険に加入していない患者を対象に、慈善医療サービスを提供しています。

**集金代行業者** は、直接または非直接的に、債権者または債権購入者に対して負う、または負っていると主張のある債務を取り立てる、または取り立てようと務める業者のことです。

**長期使用が可能な医療機器 (DME)** には、標準の杖、松葉杖、吸入器、介護用品、自宅用ドア掛けトラクション・ユニット、車椅子、ウォーカー、病院内ベッド、DME 基準で特定された自宅用酸素などが含まれます。DME には、矯正器具、人口装具（様々なスプリントや矯正器具、人工喉頭や用品）、および市販の医療用品や織物類（泌尿器関連用品や傷など創傷被覆材など）は含まれません。

**利用資格のある患者** とは、同グループの方針に記載されている利用資格基準を満たしており、(1) 医療保険に未加入か、(2) 公的プログラムの保険を利用しているか (Medicare、Medicaid、あるいは医療保険交換から購入した補助医療保険) 、(3) KFHP 以外の医療保険に加入しているか、あるいは(4) KFHP の医療保険に加入している個人です。

**外部のデータソース** とは、それぞれの患者の資力を同基準で評価する公的記録データベースをもとに作られたモデルを用い、どれほどの経済的支援が必要かを見るため、患者の個人情報を審査する第三者ベンダーのことです。

**連邦貧困ガイドライン (FPG)** とは、米保健福祉省が発表する、米国での貧困層決定付ける年収のレベルを表したもので、毎年、改訂されて連邦官報に掲載されます。

**金銭面に関する相談** とは、KP の施設で受けたサービスに対する支払いをする際、患者が利用できる様々な資金援助や医療保険について患者の相談に応じるプロセスです。金銭面に関する相談を行う対象となる患者は、全額自己負担者、医療保険未加入者、十分な保険に加入していない者、患者負担額を支払う能力がないと意思表示した者などですが、このような患者だけに限りません。

**ホームレス** とは、以下のような場所に居住しているか、そのような状況下に置かれている個人の状況を表します。

- 車、公園、歩道、（路上の）廃屋など人間の住居ではない場所；または
- 緊急一時宿泊施設；または
- 路上生活や緊急一時宿泊施設での生活を強いられてきたホームレスを対象にした通過施設や支援施設。
- 上記のような場所に居住しているが、短期間（連続 30 日まで）病院や他の医療施設に滞在。
- 民営の借家から 1 週間以内に立ち退きを迫られている、または、次に住む場所が定まっていない状況において家庭内暴力から逃れようとしている状況で、住む場所を得るために必要な情報や支援ネットワークがない状態。
- 次に住む場所が定まっておらず、また、住む場所を得るために必要な情報や支援ネットワークがない状態にもかかわらず、連続 30 日以上滞在した精神疾患患者用施設や薬物依存治療施設から 1 週間以内に退院する状態。

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021年2月1日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17ページ中の14ページ目

**別紙 A**  
用語集（続き）

**KP** とは、Kaiser Permanente Insurance Company (KPIC) を除く、Kaiser Foundation Hospitals とその関連クリニック、Kaiser Foundation Health Plans、Permanente Medical Groups、およびそれぞれの系列団体を指します。

**KP の施設**とは、患者看護に使用される場所など（建物、KP のフロア、部屋、その他 KP の建物の内部・外部エリアなど）事業機能として KP が所有あるいは賃貸契約を結んでいる建物の内部・外部エリアを含む物理的建物などです。

**資産調査 (Means-Tested)** とは、外部データソースや患者から提供された情報を使い、患者個人の所得が連邦貧困ガイドライン (Federal Poverty Guidelines) で示されている特定のパーセンテージを越えているかかどうかによって公的医療保険プログラムや MFA を利用する資格を判断するための方法です。

**Medical Financial Assistance (MFA)** とは、医療上必要な治療に対する費用の全額あるいは患者負担額を支払うことができず、かつ、公的あるいは民間の資金源を使い果たしてしまっている患者を対象にした、医療費の支払いを目的とした金銭的支援の提供です。医療費にかかった患者負担費の一部あるいは全額の支払いに支援を得るには、患者はプログラムの基準を満たしている必要があります。

**医療用品**とは、医療上必要なサービスを提供している間、資格を有する医療プロバイダーが用いるスプリント、スリング、創傷被覆材、包帯など、再度使用不可能な医療で用いる素材であり、患者が他の施設から購入したり入手したりした用品は除きます。

**患者負担額**とは、KP 施設（病院、関連クリニック、メディカルセンター、メディカルオフィスビル、外来薬局）で受けた医療ケアについて患者に請求された部分の請求額で、保険または公的財政支援の医療ケアプログラムによって返金されなかったものを意味します。

**KP Senior Advantage Medicare パート D** に加入しており、**Medicare** のパート D を利用しても処方薬の費用を払うことができない低所得者に対して資金的な援助を提供することです。

**弱者対策機関**とは、公立病院、地域医療センター、教会、ホームレス用施設、可動式医療センター、学校などで医療保険に加入していない、または十分な医療サービスを受けていない患者に対して直接医療サービスを提供する非営利組織や政府機関のシステムを指します。

**十分な医療保険に加入していない患者**とは、医療保険に加入しているにもかかわらず、保険料、一定自己負担額、医療費の一定割合自己負担額、免責額などの支払い責任が非常に大きな金銭的負担になっているだけでなく、自己負担額のために必要な医療サービスを受けていないか遅延している個人のことです。

**医療保険未加入の患者**とは、医療保険に加入していないか、連邦あるいは州が提供する医療サービス費用支払いのための資金援助を受けていない個人のことです。

**社会的弱者**とは、社会経済的地位、疾患、民族、年齢、その他障害の有無を理由に他と比較して健康や福祉に危険性があるとされる人口統計上のグループなどを指します。

**身柄差し押さえの令状**とは、民事的裁判所侮辱として個人を拘束するよう当局に指示を出す裁判所主導のプロセスで、逮捕状に似ています。

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 15 ページ目

追加項目 : **Kaiser Permanente Southern California**

追加項目の発行日 : 2022 年 1 月 1 日

- I. Kaiser Foundation Hospitals** この方針は、すべての KFHP/H 施設（病院、関連クリニック、メディカルセンター、メディカルオフィスビル）と外来薬局に適用されます。  
Kaiser Foundation Hospitals in Southern California は次を含みます：

KFH アナハイム	KFH モレノバレー
KFH アーバイン	KFH サンディエゴ
KFH ボールドウイン・パーク	KFH 西ロサンゼルス
KFH フォンタナ	KFH ウッドランドヒルズ
KFH サウスベイ	KFH ダウニー
KFH ロサンゼルス	KFH オンタリオ
KFH パノラマ	KFH ジオン
KFH リバーサイド	

注記 : Kaiser Foundation Hospitals はカリフォルニア衛生安全条例第 127400 項に記載される適正な病院費用に関する指針に遵守しています。

**II. MFA 方針に基づいて追加で受けられるサービスと受けられないサービス**

- a. ホームレスの患者の輸送。Kaiser Permanente (KP) の病院または KP の救急治療機関からの退院を促進する目的で、緊急時および非緊急時にホームレスの患者に対して提供されます。
- b. 追加で受けることができないサービス。
  - i. 補聴器
  - ii. 眼鏡等
- c. Medi-Cal 保険料に関する負担費用 (**Share of Cost, SoC**)。SoC は、低所得者層の中でも高所得の方に入る Medi-Cal 保険加入者に医療給付などを行う Medi-Cal 保険と切り離すことができないと考えられています。SoC は、患者が Medicaid の資格を得る前に払わなければならない額と州によって決められているので、MFA は SoC に適用することはできません。

**III. MFA の方針の対象となるプロバイダーと対象にならないプロバイダー。** MFA の方針の対象となる、あるいは、対象にならない、Kaiser Foundation Hospitals のプロバイダーの一覧は KFHP/H のホームページ ([www.kp.org/mfa/scal](http://www.kp.org/mfa/scal)) でご覧いただけます。

**IV. プログラムの情報と MFA への申請。** MFA 方針のコピーや申請書、申請手順、概要 (プログラムのパンフレット) を含む MFA プログラム関連情報は、電子形式またはハードコピー形式でどなたも無料で入手できます。KFHP/H で治療を受けている最中や受けた後に、患者は MFA プログラムに申請することができます。その申請方法として、面談、電

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 16 ページ目

話、申請用紙の送付など様々な方法があります。（上記の第 5.3 および 5.4 条を参照してください。）

- a. **KFHP/H のウェブサイトからオンラインの申請用紙を記入し送信する。** 患者は [www.kp.org/mfa/scal](http://www.kp.org/mfa/scal) の MFA ウェブサイトから電子形式で申請情報の記入を始め提出することができます。
- b. **KFHP/H のウェブサイトからプログラム情報をダウンロード。** 電子形式でのプログラム情報のコピーは MFA ホームページ [www.kp.org/mfa/scal](http://www.kp.org/mfa/scal) で入手できます。
- c. **電子形式でプログラム情報を請求する。** プログラム情報の電子コピーを電子メールでご請求いただけます。
- d. **直接、プログラム情報を請求する、または申請する。** 第 1 条 *Kaiser Foundation Hospitals* に記載されている Kaiser Foundation Hospitals の入院・救急医療施設にてプログラムの情報を入手することができます。
- e. **電話で、プログラム情報を請求または申請する。** カウンセラーは電話で情報を提供するだけでなく、MFA 利用資格があるかどうか判断し、MFA 申請のお手伝いをします。カウンセラーの連絡先は以下の通りです：

電話番号 : 1-800-390-3507

- f. **プログラムの情報請求や郵送による申請。** 記入済みの MFA プログラム申請書を郵送にてご送付いただくことで、プログラム情報を請求し、MFA にお申し込みいただくことができます。情報の請求先および申請書の送付先は以下のとおりです：

Kaiser Permanente  
 Attention: Medical Financial Assistance  
 P.O. Box 7086  
 Pasadena, CA 91109-7086

- g. **記入した申請書を直接持つて行く。** 必要事項を記入した申請書は、各 Kaiser Foundation Hospital の入院課にご提出いただけます。

#### V. 利用資格基準。MFA 利用資格を決定する際は、患者の世帯収入が考慮されます。（上記の第 5.6.1 および 5.6.2 条をご参考ください。）

- a. **資産審査基準：連邦貧困ガイドラインの上限 400%まで**
- b. **免責額が付いた医療保険を利用している KFHP の患者は、高額医療費負担の基準を満たしていないとプログラムを利用する資格があると認められません**

#### VI. 割引一覧表。医療資金援助を受けている患者に KP が請求する額は、患者のプログラム利用資格付与の際に使われた資格基準の種類で決まります。

- a. **収入審査基準を満たす患者** 収入審査基準を満たす患者は、患者負担額、もしくは提供された医療サービスのうち患者に支払い責任がある一部請求額に 100% の割引が適用されます。

方針名 : Medical Financial Assistance	方針番号 : NATL.CB.307
所有部門 : National Community Benefit	発効日 : 2021 年 2 月 1 日
管理責任者 : 医療資金援助ディレクター	ページ : 17 ページ中の 17 ページ目

- b. **高額医療負担の基準を満たす患者** 高額医療負担の基準を満たす患者は、患者負担額、もしくは提供された医療サービスで患者に支払い責任がある請求額に100%の割引が適用されます。

**VIII.** **通常請求費 (Amounts Generally Billed, AGB) の算出方法。** KFHP/H は、治療にかかった総額に AGB レートを掛ける再計算遡及法を使って救急治療や医療上必要な治療に要した通常請求費 (AGB) を決定します。AGB レートに関する情報やその算出については KFHP/H のホームページにある MFA に関するページ [www.kp.org/mfa/scal](http://www.kp.org/mfa/scal) でご覧いただけます。

**IX.** **返金。** 患者が MFA に申請し、その申請が受理された場合、病院および/または専門医療サービスに対して Medicare、Medi-Cal、その他政府の支払人から支払われると KFHP/H が予想する額を上回る分の返金処理を開始します。

- a. 民事訴訟法の第 685.010 条に示されているレートで、病院が患者から支払いを受け取った日から利子が発生する可能性があります。現在の利子レートは 10% です。